

国保だより



静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakokuho.com/>

公 告

「令和7年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算」承認される

令和6年度 第2回組合会は、令和7年3月8日(土) 静岡市内において開催され、提出議案の令和7年度事業計画、歳入歳出事業予算、法令遵守(コンプライアンス) のため実践計画などの関連議案について、原案通り可決承認されましたので、ここに報告いたします。

事 業 計 画

○被保険者数について

組合運営の基盤となる被保険者数は、制度的な制約により新規開局者の加入が厳しい状況に加え、薬局経営者の高齢化、後継者難などによる廃業やM&A、さらには、医療保険制度の違いによる協会けんぽへの移行等、年々減少傾向にあります。

過去3年間の動向をみると、3年度末1,738人、4年度末1,626人、5年度末1,509人で、年間平均92人が減少しています。直近の6年12月末では1,373人まで減少しており、今後も厳しい状況が続くと予想され、7年度の平均被保険者数を1,300人と見込みました。

○保険者機能を強化

予防・健康づくりや医療費の適正化等の取組として、7年度から糖尿病性腎症重症化予防事業を実施いたします。被保険者から提供いただいた健康診断の結果より、静岡県の抽出基準に基づき、糖尿病未治療者及び治療を中断した方へ、文書の送付等により受診勧奨を行ってまいります。

また、30歳以上を対象とした郵送がん検査では、皆様の利便性と検査後のフォローの充実を図るため、委託先をメスプ細胞検査研究所に変更し、新たに肺がん検査を追加しました。郵送検査は時間や場所の制約なく検査でき、早期発見・早期治療することで、がんの予防にもつながりますので、積極的に進めてまいります。

特定健診・特定保健指導については、第4期特定健診等実施計画においても7年度の目標値、特定健診受診率54%、特定保健指導実施率11%としました。実施に当たっては、7年度より、社会福祉法人聖隷福祉事業団グループ(沼津・富士を除く)及びRIZAP株式会社を通して特定保健指導対象者への支援(初回当日・後日面接)が積極的に行えるよう委託契約をし、目標達成を視野に入れた取り組みを推進してまいります。



○調査

今年度は、全ての国保組合を対象とする「国の課税所得調査」や、3年に一度実施することとなっている「被保険者の資格調査」を予定しております。資格調査につきましては、8月頃より事前にご案内させていただきますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

令和7年度 静岡県薬剤師国保組合 歳入歳出予算

歳入

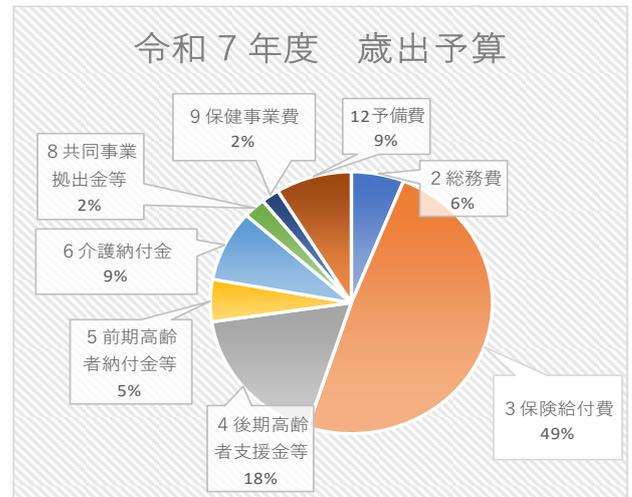
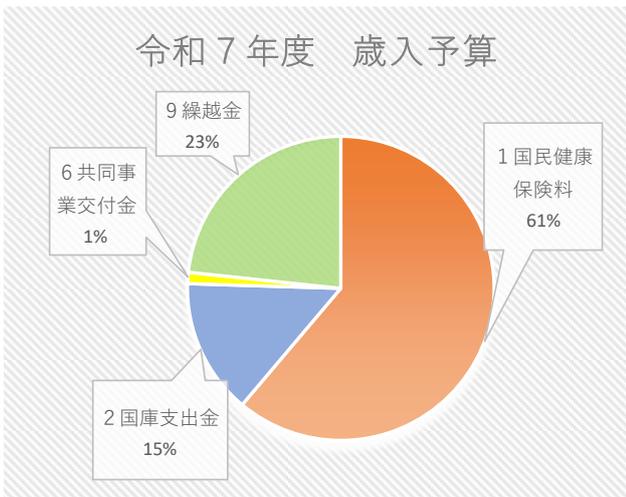
単位:千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1国民健康保険料	367,180	407,597	△40,417
2国庫支出金	86,348	77,746	8,602
3前期高齢者交付金	2	2	0
4出産育児交付金	290	1	289
5県支出金	2	2	0
6共同事業交付金	7,200	8,664	△ 1,464
7財産収入	150	2	148
8繰入金	1	1	0
9繰越金	140,000	160,000	△20,000
10 諸収入	827	585	242
歳入合計	602,000	654,600	△52,600

歳出

単位:千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1組合会費	1,392	1,376	16
2総務費	35,888	37,909	△ 2,021
3保険給付費	291,386	312,187	△ 20,801
4後期高齢者支援金等	104,948	108,868	△ 3,920
5前期高齢者納付金等	30,925	48,956	△ 18,031
6介護納付金	52,160	55,680	△ 3,520
7 流行初期医療確保拠出金	2	2	0
8共同事業拠出金等	15,247	13,646	1,601
9保健事業費	12,361	14,552	△ 2,191
10 積立金	4	4	0
11 諸支出金	5,820	9,820	△ 4,000
12 予備費	51,867	51,600	267
歳出合計	602,000	654,600	△52,600



事業内容

1. 被保険者数 組合運営の基盤となる各人数 (単位:人)

加入者区分	令和7年度見込	令和6年12月末現在
第1種組合員(事業主)	155	167
第2種組合員(薬剤師)	335	352
第3種組合員(非薬剤師)	400	418
家族	410	436
被保険者人数計	1,300	1,373
後期高齢者組合員	24	26
介護保険第2号被保険者(再掲)	610	652
特定被保険者(再掲)	1,000	1,066

2. 国民健康保険料 7年度改正なし

(1) 医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料

ア 賦課方式、賦課限度額・・・別表1

イ 保険料等級・・・別表3「保険料等級表」

ウ 保険料賦課額・・・別表2「保険料算定表」※ホームページ参照

別表1

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	計
所得割額	算定基礎額の100分の6	算定基礎額の100分の1.5	100分の7.5
均等割額 (被保険者1人につき)	15,000円	6,000円	21,000円
世帯割額 (一組合員につき)	20,000円	4,000円	24,000円
賦課限度額	600,000円	180,000円	780,000円

※所得割額は、賦課期日に所得調査により判明した、前々年分の総所得金額等を基に算定する。

別表3

保険料等級表

等級	賦課標準所得金額	算定基礎額
1	1,000,000円未満	500,000円
2	1,000,000円以上～2,000,000円未満	1,500,000円
3	2,000,000円以上～3,000,000円未満	2,500,000円
4	3,000,000円以上～4,000,000円未満	3,500,000円
5	4,000,000円以上～5,000,000円未満	4,500,000円
6	5,000,000円以上～6,000,000円未満	5,500,000円
7	6,000,000円以上～7,000,000円未満	6,500,000円
8	7,000,000円以上～8,000,000円未満	7,500,000円
9	8,000,000円以上～9,000,000円未満	8,500,000円
10	9,000,000円以上～10,000,000円未満	9,500,000円
11	10,000,000円以上	10,000,000円

※賦課標準所得金額は、総所得金額(給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得[公的年金所得を含む]など)の合計金額で、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(2) 介護納付金分保険料(40歳～64歳の第2号被保険者)

年額 60,000円(月額 5,000円)

(3) 後期高齢者組合員分保険料(75歳以上の組合員資格継続者)

年額 24,000円(月額 2,000円)

(4) 未就学児世帯支援事業

国における未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置の導入事業

国から毎年11月30日時点における未就学児の人数に応じて、1人当たり12,000円を保険料の一部として補助するので子育て世帯に還付する。

(5) 産前産後期間相当分の保険料免除

組合員の世帯に出生する予定の被保険者又は出生した被保険者がある場合、出生の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を免除する。

3. 保険給付

(1) 給付割合

6歳未満	8割給付
6歳～69歳	7割給付
70歳以上	7割給付 現役並み所得者
	8割給付 上記以外の者



使ってみよう！
マイナ保険証

(2) 療養費

- ・止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき
- ・ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ・海外渡航中に治療を受けたときなど

(3) 高額療養費

1か月(1日から月末まで)に医療機関の窓口で支払った医療費が個人や世帯の単位で自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度。入院時の差額ベッド代や食事代、保険外の負担は対象外。

ア 70歳未満の場合

同一世帯で同一月に21,000円以上の窓口負担が複数ある場合に合算する。

イ 70歳～74歳の場合

入院を含む同一世帯でのすべての窓口負担を合算。外来のみの個人単位での限度額もあり。

また、外来における年間上限額が設けられており、超えた額は払い戻される。

- ・被保険者が75歳に到達する月については、自己負担限度額を通常の1/2の金額

(4) 高額介護合算療養費

医療保険、介護保険の両保険から給付を受けることにより(前年8月から7月まで)自己負担額が高額になった場合、これらを通じた限度額を超えた額を支給する。

(5) 出産育児一時金 1件当たり 500,000円

(6) 葬祭費 第1種組合員 … 70,000円 第2種・第3種組合員 … 50,000円 家族 … 30,000円

4. 保健事業

(1) 特定健康診査及び特定保健指導 注意: ((2) 健康診断補助金の支給との重複利用は不可)

40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健診及び保健指導の実施

特定保健指導においては、社会福祉法人 聖隷福祉事業団およびRIZAP株式会社と個別に委託契約を締結(令和7年度からの新規事業)

(2) 健康診断補助金の支給 注意: ((1) 特定健康診査及び特定保健指導との重複利用は不可)

疾病予防対策として、30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に健康診断、人間ドック、事業者健診等の費用に対し、30歳～39歳 10,000円(限度額)、40歳以上 20,000円(限度額)の助成を行う。

(3) 歯科健康診査

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に年1回実施。

検査費用3,300円は全額組合負担

(4) 郵送検診

在宅で受診可能な郵送によるがん検診。検査費用は全額組合負担

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に年1回実施。

検査項目：大腸がん・胃がん・ピロリ菌検査・前立腺がん・子宮頸がん・肺がん(令和7年度から追加)

(5) インフルエンザ予防接種費用補助

65歳未満の被保険者を対象に年1回実施。支給額1,000円



(6)糖尿病性腎症重症化予防(令和7年度からの新規事業)

健康診断の結果により、糖尿病であるか、糖尿病が疑われる40歳以上の方を対象に文書による受診勧奨を行う。

抽出条件:空腹時血糖 126mg/dl 以上または HbA1c 6.5% 以上で医療機関未受診者

- (7)医療費通知 医療機関を受診した被保険者に通知を送付。7年度より年1回送付に変更(毎年1月頃)
- (8)ジェネリック医薬品差額通知 1薬剤あたり200円以上の差額が出る、35歳以上の対象者に通知(年3回)
- (9)育児誌の配布 『赤ちゃんと!』及び『きちんとかんたん離乳食』を出産した被保険者に配布
- (10)健康家庭表彰 1年間無傷病であった世帯に対し記念品の贈呈
- (11)長寿お祝い 喜寿、傘寿、米寿、白寿に対しお祝い金を支給
- (12)健康ポイント事業 健康づくりの自主的取り組みを促す目的で、日々のウォーキングや健康診断の受診等に対してポイントを付与し、ポイントで商品と交換

5. その他事業

- (1)レセプト点検の実施 国保連合会への委託による二次点検
- (2)組合報「国保だより」の発刊 年2回
- (3)ホームページの運営 各種案内、お知らせの周知、申請書類のダウンロード

静岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部を改正

新旧対照表

(下線の箇所が改正箇所)

改正	現行
<p>(保険料の納付期限の延長)</p> <p>第21条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、<u>6箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u>以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p>	<p>(保険料の納付期限の延長)</p> <p>第21条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、<u>6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</u></p>
<p>(罰則)</p> <p>第57条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過怠金を科する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第57条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>その者に対し、10万円以下の過怠金を科する。</p>

附 則

(施行期日)

この規約は、都道府県知事の認可した日から施行する。

都道府県知事の認可日 令和7年3月3日

郵送がん検診

令和7年度より業務委託先を、「メस्प細胞検査研究所」に変更します。新たに「肺がん検査」を追加し、下記6項目の中からお申込みいただけるようになりました。また申込み方法は、従来のFAXに加え、QRコードからも可能となり、より手軽に申込みできるようになりました。

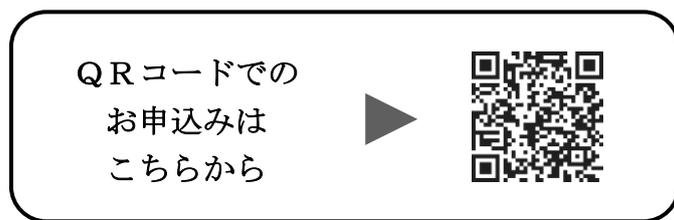
ぜひ、郵送がん検診を受けましょう。

	検査項目	検査法	検査内容
1	大腸がん	2日分便潜血検査	便中のヘモグロビンとトランスフェリンを測定
2	胃がんリスク	乾燥ろ紙血法	血液からピロリ菌感染の有無とペプシノゲン値を測定
3	ペプシノゲン (胃がん)	乾燥ろ紙血法	血液からペプシノゲン値を測定 <u>(過去にピロリ菌抗体検査を受診された方は、こちらを選択してください。)</u>
4	前立腺がん (40歳以上の男性)	乾燥ろ紙血法	血液中のPSA値(前立腺特異抗原)の測定
5	子宮頸がん	細胞診検査	横山式器具または50歳以上の方は加藤式器具によって採取した子宮頸部の細胞に、異型細胞やがん細胞があるか判定 (女性ホルモン低下などにより萎縮性変化がある受診者には加藤式器具を使用することにより精度向上の効果があります。)
6	肺がん(新規)	3日分 喀痰細胞診検査	痰に、気管支などの肺門部にできたがん細胞の一部が紛れていないか判定

対象者：30歳以上の組合員・30歳以上の家族（令和7年4月1日時点で当国保組合の加入者）

申込み方法：①同封の「郵送検診申込書」に必要事項を記入し、国保組合宛に郵送又はFAXで送信
FAX 054-251-6084

②下記のQRコードを読み取り、申込みフォームに入力、送信



費用：無料 ※ただし、申込み後のキャンセルなどで検査を受けなかった時の検査器具代は自己負担となりますのでご注意ください。

未受診の場合の自己負担料（消費税別）

大腸がん：750円 胃がんリスク：850円 ペプシノゲン：850円

前立腺がん：850円 子宮頸がん横山式：1,150円 子宮頸がん加藤式：1,350円

申込み締切日 4月30日（水）

5月下旬に、委託業者より自宅へ検査容器等を発送します。業務委託業者変更により例年と封筒等が異なるため、ご注意ください。また、到着後はすみやかに検査を実施し返送してください。

歯科健康診査助成制度をご存じですか？

対象者は、無料で歯科健診が受診できます。制度を利用される方は必ず、事前に当国保組合に連絡して「歯科健康診査票」を受け取ってください。

健診内容	歯・口腔状況調査、保健指導
対象者	30歳以上の組合員・30歳以上の家族（当国保組合加入者）
申込み	<u>国保組合より「歯科健康診査票」を受け取り後、医療機関に直接予約申込をしてください。</u>
持ち物	歯科健康診査票及び保険証、マイナ保険証、資格確認書のいずれか1点
費用	無料 ※ただし、本人の希望等により同日に受けた治療に係る費用は自己負担です。

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

健康診断のご案内

年に1回必ず健康診断を受診するために、早めの予約をお勧めします。予約時期が遅くなればなるほど、健診機関が混み合い、予約が取りづらくなります。郵送検診や歯科健診と併せ、計画的に受診計画をたてましょう。

特定健診 メタボリックシンドロームに着目した基本的な検査項目の健診です。対象者には5月下旬に国保組合から「特定健康診査受診券」等を自宅宛に郵送します。

対象者	令和7年4月1日～8年3月31日に40歳～74歳となる組合員・40歳～74歳となる家族 ただし、令和7年4月1日時点で当国保組合の加入者であること
申込み	事前に対象医療機関（受診券に同封された実施医療機関リスト ※一部地域を除く）に直接予約申込をしてください。
持ち物	特定健康診査受診券及び保険証、マイナ保険証、資格確認書のいずれか1点
費用	無料

(注) 受診できる期間が短い地域もありますので、早めの受診をお願いします。

人間ドック・健康診断

対象者	30歳以上の組合員・30歳以上の家族（当国保組合加入者）
申込み	<u>事前に国保組合に連絡してから医療機関に直接予約申込をしてください。</u>
費用	窓口で受診費用全額をお支払い頂き、その後国保組合へ補助金の申請をしてください。

【支給金額】 30歳から39歳 : 1万円（限度額）

40歳以上 : 2万円（限度額） ※限度額以下の場合は窓口で支払った額

下記4点を当国保組合へ提出

- ①健康診断補助金支給申請書
- ②領収書原本（特定健診とその他の内訳あるもの）
- ③特定健診の必須検査項目を含む健診データの写し
- ④質問票

組合への申請が年度を超えることで、「特定保健指導」等を利用することができなくなる事案が散見されます。被保険者の皆様に当組合の保健事業を有効活用していただけるよう、

令和7年度より申請期限を設けます。

令和7年度 補助金申請の受付締切日
令和8年5月15日（金） 当組合必着

申請書の様式が変更になりました（新様式はホームページでご確認ください。）

令和7年度 国民健康保険料通知書、決定通知書の発送について

令和7年4月からの国民健康保険料(令和5年分の総所得金額等を基に算定)の決定について、事業所用の「国民健康保険料通知書」と個人用の「国民健康保険料決定通知書」を事業主宛てに4月10日(木)以降順次発送する予定です。従業員の方の分も同封しますので配布をお願いします。〈窓開き封筒(ピンク色)で郵送します。ただし、従業員多数の場合には別の封筒で郵送します。〉
「国民健康保険料通知書、決定通知書」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

加入・脱退・変更等の届出を忘れずに！ 14日以内にしましょう！

薬局等を退職・脱退された場合は、資格喪失届を国保組合へ提出してください。

※退職日の翌日が資格喪失日となり、資格喪失日より保険は利用できません。「保険証」又は「資格確認書」は速やかに回収し、届出様式と一緒にご返却をお願いします。

世帯に異動・変更があった場合は、各種変更届を国保組合へ提出してください。

- * 大学等を卒業して就職をしたとき
- * 大学等に入学し、組合員と住所が別になるとき
- * 住所・氏名・世帯の変更があったとき

事業所で下記の変更がある場合は、各種変更届を国保組合へ提出してください。

- ・ 薬局の所在地又は名称
- ・ 事業主組合員の変更
- ・ 勤務形態の変更
- ・ 事業所を個人から法人に変更
- ・ 事業所の代表者変更
- ・ 法人組織を解散する

国保組合は、みなさまからの保険料と国からの補助金で運営しております。組規約の条件に該当しない事業所が国の検査で指摘を受けた場合、補助金を返還しなければなりません。今後も国保組合を健全に運営していくため、変更がある場合は、必ず国保組合までご連絡をお願いします。

お手持ちの保険証は、令和7年7月31日までご使用できます

令和6年12月より、保険証の新規発行がされなくなりました。現在発行済みの保険証は、最長で令和7年7月31日を有効期限としております。こちらの有効期限が切れる前に、7月下旬頃を目安に組合から事業所あてに「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を一斉送付いたします。保険証の有効期限終了後は、マイナ保険証が資格確認書を医療機関に提示してください。

マイナ保険証の利用登録をしている方

→ マイナ保険証を引き続きご利用ください。7月下旬に「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

マイナ保険証の利用登録をしていない方、マイナンバーカードを所持していない方

→ 7月下旬に「資格確認書」を送付いたします。

令和6年度 長寿のお祝い

組合員が長寿を迎えたことを慶祝し、喜寿(77歳)4名、傘寿(80歳)1名にお祝い金をお渡ししました。

これからもお体を大切に、末永く健康でお過ごしくださいますようお願いいたします。

